

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人

みのり福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人みのり福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与そのほかの職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。なお、非常勤の役員に対しては無報酬とし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬 退職慰労金
- 2 評議員に対しては、定款第8条に規定する通り無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額（この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員の職員給与分を含む。）は、年間3,500万円以内とする。

- 2 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。
- 3 各々の常勤役員の報酬月額は、常勤役員俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 この法人の常勤役員の退職慰労金は別表第2「常勤役員の退職金算定式」により算出された額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の職員給与規程に定める方法による。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）をこの法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

4 常勤の理事、この法人の職員を兼務する役員以外の役員等が理事会、評議員会、監査等の法人の運営に関する会議及び用務への出席に要する費用は、この法人の旅費規程に基づく「日当」の支給をもって充てるものとする。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は毎月21日に支払うものとする。

2 常勤役員の退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の費用については、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（報酬等の日割計算）

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1「常勤役員俸給表」

(単位：円)

号	役 職 名			
	理事長	常務理事	理事	監事
1	150,000	150,000	100,000	50,000
2	200,000	200,000	150,000	100,000
3	250,000	250,000	200,000	150,000
4	300,000	300,000	250,000	200,000
5	350,000	350,000	300,000	-
6	400,000	400,000	350,000	-
7	450,000	450,000	400,000	-
8	500,000	500,000	-	-
9	550,000	-	-	-
10	600,000	-	-	-

別表第2「常勤役員の退職慰労金算定式」

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。